

# 西晉の封王の制

越 智 重 明

は し が

西晉における「封建」制はつとに學界の注目を引き、とくにその制度の一部分としての封王の軍隊指揮の制度の存在とその演じた役割とは、舊來屢々指摘論及されている。

西晉の「封建」制は封王の制を中核とするが、その研究は異姓の封侯の制の研究とあいまつて、當時の政治、軍事、經濟の實情を相當に明確化すべきを豫想させる。ところで、現在、西晉「封建」制に關連する研究としては、封王ことに西晉中期末以後のいわゆる八王の政治的活躍についての詳細な研究が擧げられるだけで、「封建」制のありかた自體についての具體的論究はあまりない。本稿は西晉「封建」制解明への一前提として、西晉の封王の制度の實態を主として國家權力皇帝權力との關連において考察したものであるが、この考察は別の面からいえば、封王の制の官僚制度的考察としてよいであろう。

## 一 封王の制の純制度的考察

西晉の封王の制が現在問題となるのは、その制度のもつ性格が本來の純制度的なものをこえて自律的獨立的に機能すると

ころにあるが、その究明にはまずその制自體を純制度的に考察することを必要とする。ここにその制度的實態について見て行こう。それは第一と第二との時期に分けられる。

第一の時期は封王の制が泰始元年（二六五年）に出來てから十二年後の成寧三年（二七七年）に改變されるまでである。

晉書<sup>卷十</sup>地理志<sup>上</sup>に、

武帝泰始元年、封諸王、以郡爲國。邑二萬戶爲大國。置上中下三軍兵五千人。邑萬戶爲次國。置上下軍兵三千人。五千戶爲小國。置一軍兵千五百人。王不之國。官於京師。

とある。右の「王不之國、官於京師。」とは、ほぼ「封王は封國に之かないで、留つて京師に官僚としている。」との意味であらうが、封王は第二期以後すべてその封國に之くのを原則としているから、この記述は當然第一期の状態を示すものである。しかし、晉書<sup>卷二</sup>禮志<sup>下</sup>に、

及泰始中、有司奏、『諸侯之國。其王公以下入朝者、四方各爲二番。三歲而周。周則更始。…不朝之歲、各遣卿奉聘。』奏可。

とあり、晉書<sup>卷三</sup>下邳獻王晃傳<sup>三</sup>に、

武帝受禪、封下邳王。邑五千一百七十六戶。泰始二年（二六六年）就國。

とあり、晉書<sup>卷三</sup>太原烈王瓌傳<sup>三</sup>に、

武帝受禪、封太原王。邑五千四百九十六戶。泰始二年、就國。

とある。これらはさきの見解を否定するかのごとくであるが、封王がその封國に之つたとしてもそれはごく少數であり、かつ有力な封王は殆んど封國に之つていない。事實、晉書<sup>卷二</sup>職官志<sup>十四</sup>に、

咸寧三年、衛將軍楊球與中書監荀勗、以齊王攸有時望、懼惠帝有後難、因進故司空裴秀立五等封建之旨、從容共陳時宜於武帝。以爲、『古者、建侯、所以藩衛王室。今、吳寇未殄、方岳任大。而、諸王爲帥都督、封國既各々不臣其統内。於事重、非宜。又、異姓諸將居邊。宜參以親戚。而、諸王公皆在京師。非扞城之義、萬世之固。』(武)帝初未之察。於是、下詔、議其制。有司奏。從。

とある。右の進言をきつ、かけとして、第二期の封王の制が生じたのであるが、この記事は一般的にいって封王がその封國に之つていないことを證しているとしてよからう。ところで、卷三晉書十七安平獻王孚傳に、泰始の始のことを記して、

有司奏、『諸王未之國者、所屬官屬、權、未有備。』(武)帝、以(安平王)孚明德、屬尊、當宣化樹教、爲群后作則、遂備官屬焉。

とある。安平王孚は武帝の祖父、司馬懿の次弟で、武帝から「不臣之禮」をもつて遇された人物である。かれは當時京師にあつて太宰、都督中外諸軍事の要職にあつた。また、卷三晉書武帝本紀、泰始四年(二六八年)六月の條に、

甲申朔、詔曰、『郡國守相、三歲一巡行屬縣、必以春。此、古者所以述職宣風展義也。』二云云。』

とあり、同十二月の條に、

己未、詔王公卿尹及郡國守相、舉賢良方正直言之士。

とあつて、皇帝自選の國相が太守と全く同一の職能、權能を有していたと考えられる。これらの二事項と前引の晉書職官志に「封國、既各々不臣其統内。」とあるのとをあわせ考えると、一般に第一の時期では殆んど「成國」の實がなかつたのが察せられよう。

第二期の時期は、咸寧三年の封王の制が出来てから以後のことである。咸寧三年の封王の制實施により封王はすべて封國に

之くこととなつた。しかし、そのことも未だ十分な「成國」の制の實現を意味しなかつた。それは晉書卷四十六劉頌傳に見え、劉頌の上疏のなかに、第二期のことを述べて、

今、諸王裂土。皆兼於古之諸侯。而、君賤其爵、臣恥其位、莫有安志。其故何也。法同郡縣、無成國之制故也。

とあるに明かである。けれども、封王の封國支配はこの制の實施によつて漸く強まり、封王は封國において地方長官的權限を振うようになつてきたと考えられるのである。その實情は必らずしも改めて述べるまでもなからうが、第四節に述べるところは逆説的とはいへそれを察せしめるに足るものがある。いま晉書卷三十九荀勗傳を見ると、

時、議遣王公、之國。帝以問勗。勗對曰、『諸王公已爲都督。而使之國、則廢方任。又、分割郡縣、人心戀本、必用嗷。國皆置軍。官兵還當給國、而闕邊守。』帝重使勗思之。勗又陳曰、『如、詔、準古方伯、選才使君國、各隨方面、爲都督、誠如明旨。至於割正封疆、使親疎不同、誠爲佳矣。然、分裂舊土、猶懼多所搖動。必使人心忽擾。思惟竊宜如前。若、於事、不得不時有所轉封、而不至分割土域、有所損奪者、可隨宜節度。云云』帝以勗言爲允、多從其意。

とある。これは第二期の封王の制制定に關してのことであるが、全期間を通じ少なくとも原則的に、各封國は舊來の郡(縣)の區域を改變することなく生成したとしてよからう。ところで、封王の封王としての土地と封戸との支配は、原則的にその封名の冠された郡における土地とその土地の編戸の一部とであつたと思われる。(ちなみに、西晉時代、封王が何百何十何戸までの端數のある封戸をその封王の名を冠した郡縣に有していても、そのことは必らずしも封王がその郡縣に封戸たりえるものとして存している編戸のすべてを封戸としていたことを意味しない。)しかし、晉書職官志に、第二期の封王の制制定に關し、

皆、制、所近縣、益滿萬戸。

とあるが、封王の封戸がその封名の冠された郡以外の地にも存するのかなり一般的なこととなつてきた。封王がその封名の冠された郡以外の地に存した封戸（・その封戸の存する地）に對しどのような支配を及ぼしたか不明であるが、問題をその封名の冠された郡に限つても、以上見たところから、封王が封王として支配する封戸は、その國相が支配する編戸と一致せず、前者は往々後者の一部にすぎなかつたのが察せられよう。従つて、封王がもしその封名を冠する郡において藩屏の實をあげるべく地方長官の権限を振うとすれば、それはどうしても封王がその國相を自らの次官的性格を有するものとし、そうした意味で十分な把握をなしたことを前提としなければならぬ。ところで、當時、長官と次官（以下）との關係が存したのを最も端的明確に示すのは、そこにいわゆる君と臣との關係があつたということである。以下、そうした君臣關係に焦點を絞つて、封王が制度上國相を自らの次官的なものとした次第を見てみよう。

宋書<sup>卷四十二</sup>劉穆之傳に、

先是、郡縣爲封國者、內史・相、並於國主稱臣。去任便止。至世祖（孝武帝）孝建中、始革此制、爲下官、致敬。

とあり、宋書<sup>卷六十一</sup>江夏文獻王義恭傳に、

（前略）有司奏、曰、『…郡縣內史、相及封內官長、於其封君、既非在三。罷官則不復追敬。不合稱臣。宜止下官。云云。』（孝武帝）詔可。

とある。右に見える（國）相・內史であるが、晉書<sup>卷三</sup>武帝本紀、太康十年十一月の條に、「諸王國の相を改めて內史と爲す。」とある。しかし、以後も（國）相の名稱は存續し、內史とならんで行われたものである。つまり兩者は内容的に同一のものとされよう。（以下、國相といつた際、それは内容的に同一の內史を含むこととする。）前記事と後記事とはあいまつて、宋の孝武帝の孝建（初期）まで內史、相及び封内の官長―具體的にはその殆んど總てが縣の令長であつたと思われる―が舊來

その封君＝國主に臣と稱していたこと、及びその改變後臣と稱さなくなつたことを物語るものである。こうした改變は必ずや封君＝封王の意味―のかれらに對する支配の變化をとまなうものであらう。なお、宋書卷十禮志三に、

大明五年（四六一年）七月、有司奏、『故永陽縣開國侯劉叔子夭喪。年始四歲。傍親服制有疑。』…左丞荀萬秋等參議、

『…今、永陽國臣、自應全服。至於旁親、宜從殯禮。』

とある。荀萬秋らの議は結局採用されなかつたけれども、その記事は孝武帝の右の改變により封君の臣でなくなつたものがその封内の官・吏の總てでないことを物語つてゐる。換言すれば、それは内史、相及び封内の官長の三者以外が依然として封王の臣であつたこと（封王に臣と稱してゐたこと）を示唆する。ところで、晉宋兩時代を通じ内史・相及び封内の官長とそれ以外とを區別すべき點はその選任者に皇帝と封君との相違があることにつきる。もつとも、西晉初期封内の官長は封王の自選であつた。しかしそれは變則的なもので本來はあくまで皇帝の自選たるべきものであつた。従つて何時しかそれは正常のものとして皇帝の自選にかへつたのであらう。このように見てくると、皇帝權力の強化に努めた宋の孝武帝が、三者が封君に臣たることを否定したのはそれが皇帝自選の吏であつたことに基くと想定されよう。「既非在三」とあるのは必ずやそうした背景をもつてのことであらう。

宋書劉穆之傳の記事は「先是」とあるだけでそれが生じた具體的年次を記していないが、それならば、魏晉において封君が皇帝自選の官・吏（乃至それたるべき官・吏）を臣とするような制度は一體何時から生じたのであらうか。それを服喪の制を中心に考えてみよう。魏時代、いろいろないきさつがあつたが、封君に對し皇帝自選の吏が服喪することは結局最終的に否定されている。つぎに通典卷八禮四十八 凶十、斬縗三年に、

喪葬令云、『王及郡公侯之國者薨、其國相官屬長史及內史下令長丞尉、皆服斬縗、居倚廬。妃夫人服齊縗。朝晡詣喪庭、

臨以喪服、視事。葬訖除服。其非國下令長丞尉、及不之國者、相内史及令長丞尉、其相内史史、皆素服三日、哭臨。其雖非近官、而親在喪庭執事者、亦宜制服。其相内史及以列侯爲吏令長者、無服、皆發哀三日。』

とある。別稿で論證するように、この記事は晉喪葬令の一部で、その對象となる時期は第二期と考えられる。従つて今問題としている事態は西晉時代（おそくともその第二期）に生じたことが知られる。ただし、この記事には誤りが多い。別稿で考證した結果を以て補訂すると次のようになる。

喪葬令云、『王及郡公侯之國者薨、其國相官屬長史及内史下令長丞尉、皆服斬纒、居倚廬。妃夫人服齊纒。朝晡詣葬庭、臨以喪服、視事。葬訖除服。其非國相官屬長史及内史下令長丞尉、及、不之國者國相内史令長丞尉、皆素服三日、哭臨。其雖非近官、而親在喪庭執事者、亦宜制服。其列侯爲（國）相内史及吏令長者、無服、皆發哀三日。』<sup>3</sup>

なお、晉書職官志に第二期のことを述べ、「其仕在天朝者、與之國、同。云云。」とあるが、仕えて京師にある封王も亦、封國に之つた封王と制度上同様であつたとしてよからう。つまりいま論じているような「成國」の實情において、幼少者廢疾者などを除く封王は殆んどすべて制度上封國に之つた封王乃至それに準ずるものと考えてよいであらう。ところで、東晉以後封王は普通封國に之つたが、例えば晉書<sup>卷七十八</sup>丁譚傳に、

（前略）國子祭酒杜夷議、『天子諸侯、俱以至尊臨人。上下之義、君臣之禮、自古以來、其例一也。故、禮盛則並全其重。禮殺則從其降。…今法令、諸侯卿相官屬、爲君斬衰、既葬而除。以令文言之明。云云。』

とあるに窺われるように、封王は（封國に之かなくても）國相を臣としている。東晉時代恐らく全封王がその國相を臣とするようになり、以て宋の孝武帝の孝建中に及んだのであらう。こうした變化にあたり、京師にあつても要官職につき以て藩屏の實をあげえるものとしての封王が（西晉の第二期の封王の制において）國相を臣としたという面が擴大解釋され、すべ

ての封王が藩屏の實をあげえるものとし、元來封王はそうであるべきものであるが、そこに全封王が國相を臣とする理由が求められたことが想定されるのではなからうか。ちなみに、通典卷八十一禮四十一 凶三の諸侯之大夫爲天子服議に、

東晉簡文帝崩、鎮軍府問參佐綱紀服。邵戩答曰、『禮、臣爲君服、皆斬縗。大夫居廬、士居墨室。…又、禮、諸侯之大夫會見天子者、爲天子服總縗七月。按、今綱紀雖或被除救、猶古之諸侯之卿、命於天子比耳。會見北面、時無二君之道。宜依總縗之制。其無除救、又、未嘗會見、則宜無服。』

とあり、蕃國臣爲皇后服議に、

(前略) 又、刺云、『昔、元明二帝崩時、朝臣皆服斬縗、諸國臣總縗七月。云云。』

とある。これらは東晉時代のことであるが、西晉時代、封王の臣となつた國相はもはや皇帝の爲に總縗し、斬縗することはなくなつたであろう。(總縗とは元來「諸侯」の臣が皇帝の爲になすべきものである。) また、通典卷八十八禮四十八 凶十 斬縗三年に、第二期に(封國に之つている)秦王柬が薨じたときのこととして、

(前略) 御史中丞傅咸表云、『…相是純臣、群臣之首。奏令釋服亦無餘疑。云云。』

とある。制度上、國相が封王の純臣、かつ群臣の首となつており、その意味で封王の爲斬縗三年の喪に服するというこの記事は右の見解を強くささえるところがあろう。

西晉の武帝が皇帝自選の吏たる國相(内史、封内の令長)を皇帝の陪臣、封王の直臣とするを許したのはどのように解すべきであらうか。晉書卷四十八向雄傳に、

雄初仕郡爲主簿。事太守王經。及經之死也、雄哭之、盡哀。市人爲之悲。後、太守劉毅、嘗以非罪、笞雄。及吳奮代毅爲太守。又、以少譴、繫雄於獄。…(雄)累遷黃門侍郎。同在門下。雄初不交言。武帝聞之、勅雄、令復君臣之好。雄



不得已、乃、詣毅、再拜曰、『向被詔命。君臣義絕、如何。』於是、即去。帝聞而大怒。問雄曰、『我、今、令卿復君臣之好。何以故絶。』雄曰、『古之君子、進人以禮、退人以禮。今之進人、若加諸膝。退人、若墜諸川。劉河内、於臣、不爲戎首、亦已幸甚。安復爲君臣之好。』帝從之。

とあつて、武帝が一般に長官と現在そのもとにある部下との關係を君臣關係にあるものとしていたのが窺われるが、晉書卷五十六孫楚傳には、

（孫楚）復參石苞驃騎參軍。楚既負其材氣、頗侮易於苞。初至、長揖曰、『天子命我、參卿軍事。』因此、而嫌隙遂構。…初、參軍不敬府主。楚既輕苞。遂、制施敬、自楚始也。

とあつて、皇帝たる武帝自らが選任した吏を、その長官に敬せしめたことさえも知られる。このことは直ちに、武帝が兩者の間に君臣關係を生ずべきものとしたのを物語るのではないが、そこにそれへの志向を窺えるとしても強ち牽強附會とはいへぬであろう。こうした武帝の考え方行き方については、結論的にいえば、武帝のかくあるべきものとしての君臣關係はわれ／＼が普通いうそれとはやや異なるのである。武帝はいわば外面的には強烈な直接的支配完徹の意圖を示しながら、同時にいわば内面的に當時の貴族制社會のもつ秩序を容認し、兩者の混然たる一體化のうゑに國政の運営の圓滑を圖ろうとしているのである。問題を君臣關係に限つても、武帝はいわば外面的には御史臺などを通じて皇太子以下を強烈に直接的に支配しようとする意を示すと同時に、いわば内面的には、各官僚機構においてその長官がその輩下を臣屬させるのを肯定していたのである。晉書卷四十八傳咸傳に、

咸上事、以爲、『按令、御史中丞、督司百僚皇太子以下。云云。』

とある。咸の右の「上事」は惠帝の初期のことであろうが、これは必ずや武帝のときも同様であつたであろう。これは前

者の一端を物語るとすべきものである。また晉書卷四十四鄭默傳に、

武帝受禪。與太原郭奕俱爲中庶子。朝廷以、『太子官屬、宜稱陪臣。』默上言。『皇太子、體皇極之尊、無私於天下。宮臣皆受命天朝。不得同之藩國。』事遂施行。

とある。これは後者の一端を物語るものである。ところで、皇太子の官の官屬は(朝廷—皇帝の直接任命なるにかかわらず)現實にその臣と稱しているが、その臣は右に見たところから「陪臣」といつた性格をもつものと理解されているのが知られよう。(封王に對しその國相を臣としたということは、まさにそうした「陪臣」的意義のものと解されよう。)(武帝のそうした考え方行き方については第三節でより廣い視野からふたたびふれる。)魏晉南朝において皇帝自選の國相が派遣されるのは、巨視的にいえば、對外的には封王、封國に尊嚴性を與える爲であり、對内的には封王、封國の監視の意を含むものであり、從つて國相はあくまで皇帝の直臣たるべきものであろうが、以上見たような武帝の意の展開のうちにあつて、第二期にそうした意味での國相は形骸化したとされるであらう。

## 二 封王の制のもつ軍事的機能——續・封王の制の純制度的考察——

封王の制における顯著な特徴の一は、封王が封内での資格に應じ多大の軍兵を保有しかつその最高指揮官となつてゐることである。これは第一期以來見られるところで、晉書地理志上に、前引のように、

武帝泰始元年、封諸王、以郡爲國。邑二萬戶爲大國。置上中下三軍兵五千人。邑萬戶爲次國。置上軍下軍三千人。五千戶爲小國。置一軍兵千五百人。云云。

とあるのはその具體相を示している。第二期には封王の制の整備強化が行われているが、封王の封國に大國、次國、小國の

別があり、かつその軍兵数がそれ／＼五千人、三千人、一千五百人であるという制度は恐らく以後西晉一代を通じて殆んど變化なかつたであろう。問題は、封王が封國內に保有した右の軍兵の性格であるが、晉書荀勗傳に、前引のように、第二期の封王の制制定に關し、

時、議遣王公、之國。帝以問勗。勗對曰、『諸王公已爲都督。而使之國、則廢方任。又、分割郡縣、人心戀本、必用勗。國皆置軍。官兵還當給國、而關邊守。』帝重使勗思之。

とある。この記事から、その給された軍兵が元來官兵的のものであつたことが知られよう。つぎに考へるべきは、封王とそ  
うした官兵との關係が、制度上、以後も引續き長官と官兵とのそれであつたか、それとも君主とその私兵的なものとの關係  
に轉化すべきものであつたか、ということである。結論的にいえば、制度上、當然のこととしてその軍兵はあくまで官兵的  
なものであつた。それを推斷すべき局面はいくつかあるが、その一として軍兵の給與面をとりあげて見ると、晉書<sup>卷三十八</sup>平原  
王幹傳に、

（幹）頗清虛靜退、簡於情欲。…幹、雖王大國、不事其務。有所調補、必以才能。雖有爵祿、不在己。秩奉布帛、皆露  
積、腐爛。

とあり、晉書<sup>卷三十八</sup>齊獻王攸傳に、

時、王家人衣食、皆出御府。攸表、『租秩足以自供。』求絶之。前後十餘上。帝又不許。攸雖未之國、文武官屬、下至士  
卒、分租賦、以給之。

とある。こうした記事から、封王としての収入が本來封王一家の經營に用いられるべきであつたこと、及びその（文武の官  
屬・）軍兵の給與が一般にその収入と關係なくまかなわれていたことが窺われよう。ただし、のちにふれるように、封王の

國兵の基幹は官兵―世兵たる―の給されたものから次第に封王の招募したものなどに變つていたようであるが、その際も當然規定だけの兵の給與は中央に資られたとすべきであろう。ちなみに、封王の封戸からの収入は、封戸の租の三分の一を秩、奉としてえていたにとどまる。

ところで、封王のうちとくに有力なもの、皇帝の親委の厚いものなどは、第一期以來往々四征鎮安平（大）將軍（以下四征將軍という）、都督、校尉などを兼ねているが、第一期において、封王の國兵指揮は封國に之くことなく行われ、かつ、封王が四征將軍などとなつても、その任地と封國の所在地との一致は考慮の外にあつたと解される。ここでは封王が封國においてもつ軍事機能的に膚接するものとして、封王が四征將軍などとしてもつ軍事的機能と一應別のものとしての封王の四征將軍などへの被任命の制、すなわち、ここでは、封王の制、封王のもつ軍事的機能と一應別のものとしての封王の四征將軍などへの被任命の制、封王のそれとしてもつ軍事的機能があるのである。しかし、前引の晉書荀勗傳の記事にも窺われるように、元來第二期の制はその一致を主目的の一として造り出したものである。資治通鑑晉咸寧三年八月の條に、

癸亥、徙扶風王亮爲汝南王、出爲鎮南大將軍・都督豫州諸軍事。琅邪王倫爲趙王、督鄴城守事。勃海王輔爲太原王、監并州諸軍事。以（鎮東大將軍・都督徐州諸軍事）東莞王侑在徐州、徙封琅邪王。（征西大將軍・都督雍涼等州諸軍事）汝陰王駿在關中、徙封扶風王。云云。

とある。これは第二期の封王の制制定にあつての處置であるが、以後一般に、封王が四征將軍などの諸軍號を有して地方に在る際、その地方一面と封國とが一致するよう考慮され、處置されているのであり、他に一例をあげると、資治通鑑卷八十二 晉太康十年十一月の條に、

甲申、以（汝南王）亮爲侍中・大司馬・假黃鉞大都督・督豫州諸軍事、治許昌。徙南陽王東爲秦王、都督關中諸軍事。

始安王瑋爲楚王、都督荊州諸軍事。濮陽王允爲淮南王、都督揚江二州諸軍事。竝假節、之國。(衍?)

とある。ちなみに、晉書武帝本紀、太康十年十一月の條には、それを

甲申、以汝南王亮、爲大司馬・大都督。假黃鉞。改封南陽王柬爲秦王。始安王瑋爲楚王。濮陽王允爲淮南王。並假節、之國、各々統方州軍事。

と記している。かくて、第二期以後、封王の制はその「外延」として封王がその方州の四征將軍などとなる制を有するに至り、封王が封國においてもつ軍事的機能は、封王が四征將軍などとしてもつ軍事的機能に膺接することとなつた。(以下そうした制度を廣義の封王の制ということとする。)ところで、封王がそこにもつ軍事的機能は時代的にかなりの相違がある。以下それを、第二期の始から太康元年の州郡の兵を去る政策が實施される前迄、州郡の兵を去る政策が實施されてからほぼ永寧のころの前迄、ほぼ永寧のころ以後、の三つに分けて見て行くと、

まず、第二期の始から、同じく第二期中の州郡の兵を去る政策が實施される前迄であるが、その際、封王が一般に封王としての軍事的機能を有すると同時に、往々四征將軍などとしてそれに膺接する軍事的機能を有していたのは察するにたかない。

つぎに、第二期中の州郡の兵を去る政策が實施されたときからほぼ永寧のころの前迄であるが、西晉建國後も擁兵の機構が徒らに多く、その存續の爲農民が數多く服役して軍兵となつていた。これは農耕従事者の不足を招きかえつて國情を不安定にする原因ともなつていた。南方吳と對峙する當時の西晉朝は、弊害も知りつつもその改革に手をつけえなかつたが、平吳が實現すると、改革の具現は不可避免的に要請される。晉書卷四十三山濤傳に、

平吳之後、(武)帝詔天下、罷軍役、示海內大安。州郡悉去兵。大郡置武吏百人、小郡五十人。

とあるのは、まさにその改革の一具體策である。また、平吳により對吳前線基地として設けられた淮河流域の軍屯田が無用になつたが、それはさらに軍屯田そのものの設置の意味をも喪失させ、ついにその廢止を見るに至つたと考えられるのである。<sup>(7)</sup>それならば、州郡の兵を去る政策のもつ具體相は何であらうか。それは舊來、本來の文治系統の官衙―その代表として州衙、郡衙がある―と戎事系統の官衙とが内容的に混亂していたのをもとの姿にかえし、前者のもつ軍事的機能を撤去するにあつたのである。その際、後者のもつ軍事的機能は原則として温存されたと解される。いまそれを端的に示す例を擧げると、南齊書<sup>卷十</sup>百官志に、

晉太康中、都督知軍事、刺史治民。各と用人。

とあつて、太康中、同一人が、元來戎事系統の官衙の長官たる都督と元來文治系統の官衙の長官たる刺史とを兼ねていたのを各と別人を用いることとし、かつその職分を舊にかえしたことを物語つてゐる。

こうしたことを念頭において論を進めて行くと、中央の軍事系統の官衙の場合、州郡の兵を去る政策實施はその軍兵保有に直接的な大きい影響を與えなかつたようである。一方、地方の軍事系統の官衙の場合も、少なくともそのうちの幾つかはその政策が實施された際軍兵保有を否定されていないようである。以下封王とそうした官衙、その長官との關係を見て行くが、それに關し資治通鑑<sup>卷八</sup>十一晉太康元年の條を見ると、「(前略)永寧以後に及びて、盜賊蜂起し、州郡備無く、禽制する能はず。天下遂に大いに亂る。……然て其の後、刺史復た兵民の政を兼ね、州鎮愈と重し。」とある。ほぼ永寧以後になると州郡はふたたび自動的に兵備を有し、州郡の兵を去る政策はついに崩れたのである。

この時期に軍兵が温存された地方軍府としてまず考えられるのは校尉の府である。晉書<sup>卷十</sup>四地理志上寧州の條に、  
太康三年(二八三年)、武帝、又、廢寧州入益州。立南夷校尉、以護之。太安二年(三〇三年)、惠帝、復置寧州。

とある。(永寧に先立つ)太康の三年に南夷校尉を置いて護せしめたのは、この記事からだけ見れば新益州であつたとされよう。しかし、つぎにふれるように、永康元年(三〇〇年)に、當時の益州(すなわち新益州)の(軍事的)治安維持に西夷校尉が任じている。兩校尉が同一地の(軍事的)治安維持に任じたとは考えがたいから、恐らくは、その地理的條件から、南夷校尉がその(軍事的)治安維持に任じたのは新益州中の舊寧州の地だけであり、やがて太安二年にふたたび寧州が出来ると、同校尉は(専ら)その地の(軍事的)治安維持に任じたとするのが妥當であろう。なお、果してそうであるとすれば、西夷校尉がその(軍事的)治安維持に任じたのは(専ら)舊益州の地であるということになる。また、晉書載記<sup>卷二</sup>李特傳に、

永康元年、詔徵益州刺史趙歙爲大長秋。以成都內史耿滕、代歙。歙遂謀叛、潛有劉氏割據之志。乃傾倉廩振施流人、以收衆心。(李)特之黨類、皆巴西人。與歙同郡。率多勇壯。歙厚遇之、以爲爪牙。…時、益州文武千餘人、已往迎滕。

滕率衆入州。歙遣衆逆滕、戰于西門。滕敗死。歙自稱大都督・大將軍・益州牧。

とある。資治通鑑<sup>卷八十三</sup>晉永康元年の條には、晉書の他の記載をあわせ考えて、益州の文武千餘人が耿滕を迎えるところから、趙歙が自ら大都督・大將軍・益州牧と稱するまでを、一段と事細かに記述している。そのうちの必要部分を次に記すと、

州、詔書を破り、文武千餘人を遣して滕を迎ふ。是の時、成都は少城に治し、益州は太城に治す。歙尙ほ太城に在つて未だ去らず。…是の日、(滕)衆を師ゐて州に入る。歙、兵を遣して之を迎へ、西門に戰ふ。滕敗れ死す。郡吏、皆竄れ走る。…歙、又、兵を遣して西夷校尉陳總を逆ふ。總、江陽に至り、歙が異志有るを聞く。主簿蜀郡の趙模曰く、『今、州郡協はず。必らず大變を生ぜん。當に速かに行きて之に赴くべし。(西夷)府は是れ兵要なり。順を助けて逆を討たば、誰か敢て動く者ぞ。』と。云云。

となる。胡三省は、右文の「府は是れ兵要なり。」とあるに注して、「西夷府は蜀兵の要を總ぶるを言ふ。」としているが、資治通鑑の右の記事からも、西夷校尉が少なくとも當時の益州（のある部分）の（軍事的）治安維持に任じたことが知られる。當時地方には南夷校尉、西夷校尉のほか、護羌校尉、南蠻校尉、西戎校尉などが置かれていた。このように見ると、それらも亦、州郡の兵を去る政策實施後も、それらの地の（軍事的）治安維持に任じていたことが推測されるが、全文に見える晉護羌校尉彭祈碑はその推測に確實性を與えるところがある。

つぎに、四征將軍であるが、四征將軍は自らの独自の軍兵を擁していた。そのことを示唆する一例をあげると、資治通鑑卷八 晉永寧元年の條に、

（孫）秀、以齊王冏、成都王穎、河間王顥各々擁彊兵、據方面、惡之。乃、盡用其親黨、爲三王參佐。加冏鎮東大將軍、穎征北大將軍。皆開府儀同三司。以龍安之。

とある。齊王冏が平東將軍となつて許昌に鎮したのは永寧元年の前年たる永康元年の八月のことであり、成都王穎が平北將軍として鄴に鎮するようになったのは、永寧元年の前々年たる元康九年（二九九年）五月のことであり、河間王顥が鎮西將軍として關中に鎮するようになったのもその時である。この三王が永寧元年の始に彊兵を擁しているといつた際、それは突如として生じた現象でなく少なくともそれら四征將軍の一人として任地に赴いて以來のことと解してよからう。ちなみに三王はそれら四征將軍の一たるだけで他に官職を帯びていなかった。このことは、四征將軍が州郡の兵を去る政策の實施後も依然として軍兵を擁していたのを示唆するであらう。四征將軍は各方面の軍事的統轄者であるだけに、そのもつ軍事的機能には、都督、刺史などのもつ軍事的機能の支配統轄者としての軍事的機能が加わるが、現在考えられる範圍では後者がむしろより重かつたといえるであらう。なお、西晉時代、軍事面で刺史を支配統轄するものとして都督があつたが、そうし



た都督を同じく軍事面でさらに支配統轄するものとして四征將軍が存していたのである。ただし、四征將軍はもちろん都督を經由しないで刺史（あるいは太守）を軍事面で支配統轄することもあつた。こうした四征將軍は地方恒置の官としては最高のものであつた。

つぎに都督であるが、都督はそれ自體独自の軍兵を擁しているが、少なくとも機能的に見た際、それは刺史のもつ軍事的機能の支配統轄者としての色彩のみが極めて濃い。従つて刺史が軍事的に無力となれば、都督も亦軍事的に無力化せざるをえなかつたと考えられる。晉書卷五十七陶璜傳に、

吳既平、晉滅州郡兵。（都督交州諸軍事・冠軍將軍・交州牧陶）璜上言曰、『…今、四海混同、無思不服。當卷甲消刃、禮樂是務。而此州（交州を指す）之人、識義者寡。厭其安樂、好爲禍亂。…（廣州）不賓屬者、乃五萬餘戶。…至於服從官役、纔五千餘家。二州脣齒、唯兵是鎮。又、寧州、興古、接據上流、去交趾郡千六百餘里。水陸並通、互相維衛。州兵未宜約損、以示單虛。』云云。』並從之。

とある。右の「州兵」が最小限、交・廣・寧三州の「州兵」を指すことは明かである。この記事には論すべきこと追求すべきことが数多いが、ともかく、ここにもし交州の州兵を去つた際、その都督府が機能的に極めて弱體化すべきを察するのは容易であらう。ところで、晉書卷四十二王渾傳に、太康三年のこととして、

會々朝臣、議齊王攸當之藩。渾上書諫曰、『今、陛下、出攸之國、假以都督虛號。而無典戎幹方之實。云云。』  
とある。この都督とは具體的には都督青州諸軍事を指す。この記事は、州郡の兵を去る政策の實施後、刺史が軍事的に無力になると同時に都督も亦軍事的に大いに力を失つたことを物語るといえよう。

封王が主として任ぜられた地方の軍事系統の長官は四征將軍及び都督であり、稀に校尉などがあつたが、右に見たところ

から、當時それらの官衙の軍兵保有が否定されず、その長官が依然として軍事的機能を有すべきであつたこと、しかし現實には、封王がそれらとなることによつて必ずしも現實に強大な軍事的機能を有したわけではないこと、が察せられよう。

ところで、ここに廣義の封王の制ことにそのもつ軍事的機能を問題としてゐるのは、それが西晉朝のありかたどう關連してゐるかを見ようとするからであり、端的には、その全軍事的機能が西晉朝のもつ全軍事的機能とどのように關連しているかを見ようとするからである。そうした觀點からいえば、右の實情であつても、當時の封王の制のもつ軍事的機能は西晉朝が各地方において有する軍事的機能の總和に對し大きい割合を占め、かつその割合は舊に比し大きくなつてこそおれ決して減少したとは思われないのである。すなわち、晉書<sup>卷四十八</sup>段灼傳に、灼が武帝在位中時宜を陳した記事をのせてゐるが、そのなかに、

大晉諸王二十餘人。而、公侯伯子男五百有餘國。

とある。第二期の封王の制が制定された際、大國は平原、汝南、琅邪、扶風、齊の五國であり、次國は梁、趙、樂安、燕、安平、義陽の六國である。これだけで軍兵四萬三千人となる。當時他に假に十人の小國の王があつたとすれば、その軍兵は一萬五千人となり、軍兵數の總計は五萬八千人とある。こうした數は時代が降り封王數が増加するにつれて漸く増加したと思われる。州郡の兵を去る政策が一應なりとも實現してゐた時代、西晉朝のもつ地方官兵の總數がいくらであつたか不明であるが、何れにしても、封國にもつ軍兵數は舊と變化ないのであり、かつ封王が四征將軍などとなつた際の軍事的機能はこうした軍兵數―軍事的機能と膚接してゐたのであるから、少なくとも問題を地方に限つた際、廣義の封王の制において各封王のもつ全軍事的機能の割合は、この際前よりも大きくなつたとしても減少したとは爲しがたい。

最後に永寧以後であるが、州郡の軍備がふたたび復活すると、それらを（地方にいて）統轄する都督、さらにそれらをよ

り高い次元において統轄する四征將軍の軍事的機能が自ら強化するのは明かである。こうした事情が廣義の封王の制において封王のもつ軍事的機能の高まりを將來したのはいうまでもない。ちなみに、巨視的にいつて封王がそれらに任せられる數がその被任命者の總數において占める割合は舊に比して高まつている。例を四征將軍の場合にとると、第二期中の州郡の兵を去る政策が實施されたとき、すなわち太康元年、封王としては、(一)平北將軍趙王倫、(二)鎮西大將軍扶風王駿、(三)鎮南大將軍汝南王亮、の三名があり、異姓としては、(四)安北將軍嚴詢、(五)平南將軍胡奮、(六)征東大將軍王渾、(七)安南將軍滕修の四名があつて、異姓の方が高率である。ところが、永康元年(三〇〇年)の八王の亂生起の年における四征將軍の就任者は、封王として、(一)鎮北大將軍成都王穎、(二)安北將軍(・都督青州諸軍事)高密王略、(三)平西將軍河間王顥、(四)平東將軍齊王冏があり、異姓としては、平南將軍孫旂があるだけである。こうした事情は、地方における封王のもつ軍事的機能の高まりとの關連において無視出來ぬところであらう。

ちなみに、晉書職官志に、

案、武帝置南蠻校尉於襄陽、西戎校尉於長安、南夷校尉於寧州。元康中、護羌校尉爲涼州刺史、西戎校尉爲雍州刺史、南蠻校尉爲荆刺史。

とある。こうした諸校尉が各州の(軍事的)治安維持にあつたのは前述の通りである。ところで、「元康中、護羌校尉爲涼州刺史。」という記事は、元康中に、護羌校尉が涼州刺史(の任)を兼ねたことを意味する。西戎校尉、南蠻校尉の場合もそれと同様であつたとすべきである。この結果少なくとも涼、雍、荆の三要州において、刺史を中心に考えれば刺史(の任をもつもの)は現實にその州の(軍事的)治安維持にあたるべき兵力を擁したことになる。こうした事實は、永寧(乃至八王の亂生起時)を待たずして少なくとも一部では州(郡)の軍事的機能が顯在化し、去兵の實が崩れつつあつたこと(恐

らくは崩れざるをえなかつたこと）を示唆するであろう。<sup>(fn)</sup>

### 三 封王の制生成發展の背景

ここに、今迄見たような西晉の封王の制、ことに第二期の封王の制が生成發展した背景について瞥見すると、まず豪族勢力の進展への對處ということが浮び上つてくる。いまそれを第二期中の太康十年（二八九年）に行われた有名な劉頌の上疏に窺つてみよう。

その生成過程を論外とすれば、貴族ことに上流貴族は必ずしも豪族である必要は無い。そうした意味ではその殆んどが豪族の性格をもたぬ東晉南朝上流貴族は上流貴族の一のありかたを示している。しかも一般的にいつて、たとえそれが一の屬性であるにしても、上流貴族は往々豪族の族人として豪族の勢力の「わく」のなかにあり、魏西晉時代そうした傾向は強く存していた。また當時、下流貴族も亦一般にそうした傾向が強かつた。<sup>(fn)</sup> こうした貴族勢力の發展は西晉政權を（五胡の侵入を待たないで）根本から動搖させてくる。晉書<sup>卷二</sup>十六食貨志を見ると、

是時、天下無事、賦稅平均。人咸安其業。而樂其事。（平均とは緩かなという意味）

とある。これは太康元年の平吳から太康十年ごろまでの状態を述べたものと思われる。ところで、劉頌の上疏に、

自近世以來、爲監司者、類大綱不振。而微過必舉。微過不足以害政。舉之則微而益々亂。大綱不振、則豪強橫肆。則百姓失職矣。…夫、大姦犯政而亂兆庶之罪者、類出富彊。而豪富者、其力足憚、其貨足欲。是以、官長顧勢而頓筆、下吏縱姦。懼所司之不舉、則謹密網以羅微罪、使奏劾相接。狀似盡公、而撓法不亮、固已在其中矣。非徒無益於政體、清議乃此而益々傷。云云。

とある。右の監司とは主として諸州の刺史などを指す。この記事は太康十年のものであるが、そこから、晉書食貨志に見えるような表面的な靜謐のうちに、豪族勢力が大いに進展し、しかも西晉朝がそれを如何とも爲しえなかつたのが察せられよう。さて、資治通鑑<sup>卷八</sup>十二<sup>晉</sup>太康十年の條に、晉書に見える劉頌の上疏の節録がある。その一部で劉頌の意をよく傳えている部分に、

自泰始以來、將三十年。凡諸事業、不茂既往。以陛下聖明、猶未反叔世之敵、以成始初之隆、傳之後也。不無慮乎。使夫異時、大業或有不安、其憂責猶在陛下也。臣聞、爲社稷計、莫若封建親賢。然、宜審量事勢。可使諸侯率義而動者、其力足以維帶京邑。若、包藏禍心、其勢不足獨以有爲。其齊此甚難。陛下宜與達古今之士、深共籌之。周之諸侯有罪、誅放其身而國祚不泯。漢之諸侯有罪或無子者、國隨以亡。今、宜反漢之敵、循周之舊。則下固而上安矣。

とある。今迄の考察とこの記事とから、劉頌の上疏において、貴族のもつ豪族勢力の進展が西晉政權に危機をもたらすものとして大きくとりあげられたこと、及びその危機の迴避が「封建」制の強化に求められたこと、が察せられよう。劉頌の上疏に見える「封建」論においてその被封建者の主體はあくまで皇親であつた。この上疏は武帝の關心を大いにひいたけれども劉頌の説く「成國の制」を實現することは出来なかつた。當時の「封建」論は結局こうした線に連なるものであるが、ここに、第二期の封王の制の生成展開に、駸駸と進展する貴族勢力・豪族勢力に對處して血縁を媒介とする皇帝權力を強化しようとする動きがあつたことが窺われる、としても必ずしも無理ではなからう。

さきに西晉の武帝が、いわば外面的には強烈な直接的支配完徹の意圖を示しながら、同時にいわば内面的に當時の社會のもつ秩序を容認し、兩者の混然たる一體化のうえに國政の運営を圖ろうとしていることを述べた。このことは、別の表現をすれば、皇帝權力による上からの直接的な支配秩序の原理が嚴存するものの、そこに私的な人的結合の原理が公的なものと

して大幅に認められたということである。しかし、こうした政治體制は本來上部構造としての政治體制であつて、皇帝と支配者層—いわゆる貴族—との政治的一體感に基くものであり、そこに國家大權の解離は志向されていないのである。かくて、制度面からいへば、そうした人的支配をなすのはただ支配者層においてだけ認められ、民間におけるものは認められていないのである。異姓貴族の豪族の勢力の伸長にそうした私的な人的結合の存在の果した役割の大きいのはいうまでもないが、貴族制を肯定する以上、豪族勢力の伸長—規整をこえた私的な人的結合の擴大、は不可避である。そこに現われる皇帝權力の微弱化はどうしても補強しなければならない。右はそうした事態を前提として考えねばならない。(貴族制下皇親のもつ豪族勢力—私的な人的支配の容認は異姓貴族のそれと同質であつた。)

論を進めると、晉書卷七十一陳頴傳に、

(州部從事陳頴) 劾按沛王韜獄未竟。會解結代揚準爲刺史。韜因河間王顥屬、結結。至大會、問主簿史鳳曰、「沛王、貴藩。州據何法、而擅拘邪。」時頴在坐。對曰、「甲午詔書、刺史銜命。國之外臺。其非所部、而在境者、刺史并糾事。徵文墨、前後列上、七被詔書。如州所劾、無有違謬。」結曰、「衆人之言、不可妄聽。宜依法窮竟。」

とあり、また、晉書卷三十七高陽王睦傳に、

咸寧三年、睦遣使募徙國內八縣、受逋逃私占、及變易姓名、詐冒、復除者、七百餘戶。冀州刺史杜友奏、「睦招誘逋亡。不宜君國。」云云。

とあつて、結局睦は丹水縣侯とされているが、これらに窺われるように、封王の爵をもつものも、一面では刺史、御史中丞を通じての法の支配を強く受けなければならなかつたが、他の一面では、時當における「合法」の範圍において、その豪族の勢力—私的な人的結合を認められていた。その實情については改めて述べるまでもなからうが、國相が皇帝から直接任命

されたにもかかわらず制度上封王の臣となり皇帝の陪臣となつたのもその一例である。ところで、貴族制において上層を占めるものほど自己一族を中心とする動きが強い。武帝においても自己一族を中心とする動きは極めて強い。例えば、晉書卷四十二王濟傳に、

齊王攸、當之藩。濟既諫請。又、累使公主與甄德妻長廣公主、俱入稽顙、泣請(武)帝、留攸。帝怒、謂侍中王戎曰、  
『兄弟至親。今、出齊王、自是朕家事。而、甄德、王濟、連遣婦、來生哭人。』以忤旨、左遷國子祭酒。常侍如故。

とある。齊王攸がその封國齊に之くべき論議に關する考察はここでは省略するが、右文から、武帝が封王をその封國に之かしめることを一家(||帝族内)の私事視しているのが知られよう。皇帝と皇親との關係において、公的なるべき行爲が一家(||帝族内)の私事と考えられたことを示す例は相當あるが、右に多少なりとも關連あるものとして、世說新語卷中上方正篇の注に、

干寶晉紀曰、『侍中和嶠數言於上(||武帝)曰、『季世多僞。而太子尙信。非四海之主。憂太子不了陛下家事。願追思文武之阼。』云云。』晉陽秋曰、『世祖(武帝)疑惡帝不可承繼大業、遣和嶠・荀勗往觀察之。既見。勗稱歎曰、『太子德更進茂。不同於故。』嶠曰、『皇太子聖質如初。此陛下家事。非臣所盡。』』(下略)

とあるのが擧げられる。なお、晉書卷五十三愍懷太子傳に、

(前略) (武)帝因撫其背(愍懷太子之背)、謂廷尉傅祗曰、『此兒當興我家。』

とあるが、これも以上の理解に連るものである。(こゝ)した考えかたが當時においてもつ意義は、當時の一般的な考えかたの一つ、すなわち、自己、自己の家——門流、自己の屬する一族、を中心とし、天下、國家を第二義とする考えかた、を根底にもつものと解さねばならないが、それは皇帝の皇親に對する親委に第一義的に血縁主義的性格を濃厚に帯びさせるも

のである。かくて、武帝は貴族勢力・豪族勢力に對處すべき重要策として、魏が皇親の援無くして滅んだ實情にも鑑みて、司馬氏の天下を持續すべき任務と期待とを血縁主義に基く皇親親委に具現しようとした。それが封王の制、ことに封王に強大な軍權を與える制と理解されるのである。このように武帝の自己——一族を中心とする動きは、王の爵をもつものとしての皇親の制度的重荷を不可避的に生じてきたといえようが、その動きが私的な人的結合の原理と基底において相掩うものであるのはいうまでもない。

封王の制ことに第二期のそれは貴族制という政治體制下に、一面では當然そこに生じてくる事態、すなわち貴族のもつ豪族的勢力が國家の規整する範圍を超えて強化され、皇帝權力をかえつて動搖させるといふ事態に對決するものとしての期待をもつて生成されたが、貴族のもつ豪族的勢力は人的な面では私的な支配となる。それにもかかわらず、他面、皇帝がその生成において、(貴族中の特定者、すなわち)封王に對し私的な人的支配を否定しそれによつて新しい事態の展開をはかることなく、むしろそれを肯定強化し、ただ血縁關係を表面におし出して、そこに(全)貴族のもつ豪族的勢力の伸張を剪除すべきを望んだといふことは、結局第二期的な封王の制も亦皇帝權力の衰退——豪族勢力の進展への對策としては單なる彌縫策に過ぎぬもので、決して抜本的對策とはなりえなかつたこと、つまり皇帝權力の衰退——豪族勢力の進展はそれによつて阻止しうべくもなかつたこと、を示唆するといえよう。それどころか、次節で述べるように、第二期の封王の制の制度的なありかた自體が反「國家」的色彩をもつようになつてくるのである。

#### 四 封王の制、ことに廣義のそれのもつ自律的獨立的性格

第二期における封王の地方長官的(＝太守的)支配は當然その封名を冠する郡全體に及ぶ。今迄述べたところから、封王



のその郡支配が制度的支配のなかに、それを超えて、自らを頂点とする自律的獨立的性格を醸成すべき可能性―矛盾を孕んでいたのは明かであるが、その展開を若干の點に見てみよう。そのまえにまず封王がその力に應じて國家權力の支配を脱した人々を有していたと思われることについて瞥見すると、晉書卷六十一荀晞傳に、

（荀）晞、復上表曰、『…（東海王越）帶甲臨宮、誅討后弟、翦除宿衛、私樹國人、崇獎魏植、招誘逋亡、覆喪州郡。云云。』

とあり、晉書高陽王睦傳に、

咸寧三年、睦遣使募徙國內八縣、受逋逃私占、及變易姓名、詐冒、復除者、七百餘戶。冀州刺史杜友奏、『睦招誘逋亡。不宜君國。』有司奏、『事在赦前、應原。』詔曰、『中山王所行、何乃至此。覽奏甚用愴然。廣樹親戚、將以上輔王室、下惠百姓也。豈徒榮崇其身、而使民踰典憲乎。此事當大論得失、正臧否所在耳。荀不宜君國、何論於赦令之間耶。其貶睦爲縣侯。』乃封丹水縣侯。及吳平、太康初、詔復歸。有司奏封江陽王。帝曰、『睦退靜思愆、改脩其德。今有爵土。不但以赦。江陽險遠。其以高陽郡封之。』乃封爲高陽王。

とある。睦が丹水縣侯となつたのは咸寧三年五月のこと、同年八月の第二期の封王の制が出来た前であるから、遣使の際恐らく睦は都にあつたであろう。第一期においてさえもそうであるから、第二期において封王が東海王越の場合のように、「逋亡」を招誘するといつたことは恐らく濶かに、かつかなり一般的に行われていたのである。例へば晉書卷三十七義陽成王望傳に、

望性儉吝、而好聚斂。身亡之後、金帛盈溢。以此獲譏。…以奕子奇、襲爵。奇亦好畜聚、不知紀極。遣三部使、到交廣商貨。爲有司所奏。太康九年（二八八年）、詔、貶爲三縱亭侯。云云。

とあり、晉書<sup>卷十七</sup>竟陵王綝傳に、

(前略) 遣綝就國。綝遂殖財貨、奢僭踰制。

とあるが、封王は往々盛に貨殖を營んでいる。そのもとにある「逋亡」——無籍者の一部は必ずやそうした貨殖の一端をになつたものであろう。またそれらが封王の「私兵」として活躍したことは改めて述べるまでもあるまい。ちなみに、晉書蘇峻傳に、東晉初期のこととして、

(歷陽內史蘇)峻頗懷驕溢、自負其衆、潛有異志。撫納亡命、得罪之家、有逃死者、峻輒蔽匿之。衆力日多。皆仰食縣官。

とあるが、これは西晉の第二期、こうした「逋亡」——無籍者が封王の「私兵」となつた際、その給與が官僚機構を通じての收奪によつてまかなわれた場合のあるのを類推させよう。

しかし、封王が封國において自らを頂點とする自律的獨立的性格を強化したのは必ずしも右のような「逋亡」——無籍者を糾合したことのみによつてでなく、むしろ官僚機構を通じての、その封國內の編戸の人々との私的結合及び國兵との私的結合の關係の強化によつてであるとされよう。

まず前者について見ると、晉書齊獻王攸傳に、

攸、雖未之國、文武官屬、下至士卒、分租賦、以給之。疾病死喪、賜與之。而時有水旱。國內百姓則加振貸、須豐年、乃、責十減其二。國內賴之。

とある。これは封王が未だ封國に之かぬときのことであるが、封國に之く制度が出来てからのち、封王がその封國——封國の民と緊密な關係を有するに至るべきを示唆しているとしてよからう。封國に至つた封王が往々そうした意味での在地性を

有するに至つたのは數多くの史實に明かであり、とくに第二期の中頃以後それは史料に露呈されてくるが、ここに若干の例を示すと、晉書卷六十四淮南忠壯王允傳に、

(中護軍) 允性沈毅。宿衛將士、皆敬服之。(趙王) 倫既有篡逆志。允陰知之、稱疾不朝。密養死士。潛謀誅倫。倫甚憚之。輒爲太尉。外示優崇、實奪其權也。允、稱疾不拜。倫、遣御史、逼允收官屬以下、劾以大逆。允悲視詔。乃、孫秀之手書也。大怒、便、收御史、將斬之。御史走而獲免。斬其令吏二人。厲色、謂左右曰、「趙王、欲破我家。」遂、率國兵及帳下七百人、直出、大呼曰、「趙王反。我將攻之。佐淮南王者、左袒。」於是、歸者甚衆。允將赴宮。尙書左丞王輿、閉東掖門、允不得入。遂圍相府。允所將兵、皆淮南奇才劍客也。與戰頻敗之。

とあり、さらに、  
及(趙王) 倫誅、齊王問上表、理允曰、「故淮南王允、忠孝篤誠。憂國忘身。討亂奮發、幾於剋捷。遭天凶運、奄至隕沒。逆黨遘惡、并害三子。泊興義兵、淮南國人、自相率領。衆過萬人。人人懷愴、愍國統滅絕、發言流涕。云云。」とある。この「興義兵」とはその前後關係から、允が倫を討つたこととしか考えられない。また、晉書卷五十九成都王穎傳に、(前略) 時、穎方恣其欲。而憚長沙王又在內。遂與河間王顥、表請誅后父羊玄之、左將軍皇甫商等、檄又使就第。乃、與顯將張方、伐京都。…(穎) 於是、進攻京城。時、常山人王興、合衆萬餘、欲襲穎。會々又被執。其黨斬興降(穎)。云云。

とあるが、長沙王父が執えられた爲衆が離れ、かれらによつて王興が斬られるという事態を生じたにしても、そこには、かつて常山王として國にあつた父が、そこに在地性を有したのを察せしめるものがあろう。

晉書卷五十九東海王越傳に、

太安初、帝北征鄴。以越爲大都督。六軍敗。越奔下邳。徐州都督東平王楙不納。越徑還東海。…東海中尉劉洽、勸越發兵、以備（成都王）顯。越以洽爲左司馬、尙書曹叅爲軍司。既起兵。楙懼、乃、以州與越。越、以司空領徐州都督。以楙領兗州刺史。

とあるが、東海王越のもとにあつて東海國の軍事を掌握する最高官たる東海中尉劉洽が、越に發兵して成都王顯に備うべきを説いたこの際の發兵とは、當然東海國において越がその在地性を發揮することによつてえる兵を發すること、と解さねばなるまい。また、資治通鑑卷八晉永興二年の條に、

太弟（成都王）顯、怨東安王繇前議。八月、戊辰、收繇殺之。初、繇兄琅邪恭王觀薨。子睿嗣。…（睿）與東海參軍王導善。…（導）以朝廷多故、每勸睿之國。及繇死、睿從帝在鄴。恐及禍、將逃歸。云云。

とあつて、ついに琅邪王睿はその封國琅邪に歸つてゐる。王導が睿に國に之くことを勧めたこの記事は、睿がその國に在地性を有したと解して始めてそのもつ意味が明かとなるのではなからうか。世説新語、賢媛篇に、

晉諸公贊曰、『孫秀、字俊忠。琅邪人。初、趙王倫、封琅邪。秀給爲近職小吏。倫數便作書疏。文才稱倫意。倫封趙。秀徙戶爲趙人。用爲侍郎。信任之。』

とあつて、孫秀がその仕える封王の軼封に従つてその本貫を移したことを示している。これ亦右の見解を傍證するところがある。（註）また封國の高官にも往々その國人が擧用されている。（註）

なお、第二期において封王が次第に封國乃至その國人と緊密な私的結合關係を生じ、そこにいわゆる在地性をもつに至つた際、封王が國相をその臣となしてゐることの重要性は改めて説くまでもなからう。ただし晉書卷五吾彥傳を見ると、第二期のこととして、

時、順陽王暢、驕縱。前後内史、皆誣之以罪。及彥爲順陽内史、彥清身率下、威刑嚴肅、衆皆畏懼。暢不能誣。乃更薦之、冀其去職。

とある。この記事は封王が内史吾彥（當時、國相と内史とは同性格のものである）を如何ともなしえなかつたことを物語るものであるが、かえつてその行間に封王が一般的に國相を顔使したのが窺えるのではなからうか。<sup>16</sup>

ちなみに、晉書<sup>卷十三</sup>孫鑠傳に、

孫鑠、字巨艱。河内懷人也。…于時、汝陰王鎮許。鑠過謁之。王先識鑠。以鄉里之情、私告鑠曰、「無與禍。」云云。

とある。これは西晉の末期に近いころのことであるが、そこに封王がその本貫を帝統司馬氏の發生地たる河内郡としていたのが察せられる。ところで、その反面、封王がその封地を事實上の本貫と考えることも漸く生じているのである。これは史上往々にして見られるところで改めて例を擧げるまでもなからうが、ここに晉書元帝本紀、太興三年（三二〇年）七月の條を見るに、

丁亥、詔曰、「先公武王、先考恭王、臨君琅邪、四十餘年、惠澤加於百姓、遺愛結於人情。朕應天符、創基江表、兆庶宅心、纒負子來。琅邪國人在此者、近有千戶。今、立爲懷德縣、統丹陽郡。昔、漢高祖以沛爲湯沐邑。光武亦復南頓。優復之科、一依漢氏故事。」

とあつて、東晉の元帝、すなわちかつての琅邪王睿が、そのかつての封國琅邪を、事實上帝統の發生地（乃至それに準ずるもの）としてるのが知られる。これ亦今迄述べた見解を證するところがある。

つぎに後者の封王と國兵とが私的結合關係を強化したことについてであるが、當時、國兵が一般的にかつてのようにならなからず、あるいはその封國において招募（・徵發）したものを基幹とするか不明である。前

者の官兵は世兵であるが、前引の晉書荀勗傳の記事に鑑みても封國の新設、封國の昇格、何らかの理由による國兵の減少などに應じ、中央からつき／＼と世兵を封王に支給し補給するといったことは事實上困難であるから恐らく時代がたつにつれ、國兵は後者を中心とするようになったであらう。果してそうであるとすれば右の考察から、封王がその國兵に私兵的性格を帯びさせることと封王が在地性を有することが表裏一體をなすことが窺われよう。ところで、晉書齊獻王攸傳に、

時、驃騎當罷營兵。兵士數千人、戀（驃騎將軍齊王）攸恩德、不肯去。遮京兆主、言之。（武）帝、乃、還攸兵。

とあつて、官兵がその長官に強く結びついていた場合のあることが知られる。これは中央における場合であるが、第二期、地方において中央から給された官兵たる國兵が封王と私的な精神的結合關係を強める場合の多かつたこと、ついにはそうした國兵が往々封王の私兵的性格を有するに至つたこと、は想像するにたたくない。一方、封國において招募（徵發）した兵の場合、前引の晉書淮南忠壯王允傳において、京師にあつて允の將いる兵（＝國兵及び帳下のもの）がすべてその封國たる淮南の奇才劍客であつたとある。そのもとにあつた死士も淮南のものを主とすると考えて大過なからう。また、允が義兵を興した際その國人が相率領し、衆萬人を過ぎたとあるが、前後關係からこの衆萬人の幾分かが前の允の將いる死士及び兵（とくにそのなかの國兵）に含まれるのは殆んど間違いない。封王とこうした國兵との間に、公的な關係を超えた私的結合關係が生じていたのは明かである。ところで、晉書<sup>卷五</sup>河間王顥傳に、

（前略）東海王越、遣督護藥晃、率國兵、伐（河間王）顥。

とある。これは八王の亂時、東海王越―當時、司空・都督徐州諸軍事―が自らと對峙する最大の強敵、河間王顥を討つべき好機にあたり、とくに國兵を派してその任にあたらせたことを言うものである。また、晉書<sup>卷五</sup>東海王越傳に、

（前略）又、以頃事多由殿省、（東海王越）乃、奏、宿衛有侯爵者、皆罷之。時、殿中武官並封侯。由是、出者略盡。皆

泣涕而去。乃、以東海國上軍將軍何倫爲右衛將軍、王景爲左衛將軍、領國兵數百人、宿衛。

とある。この例も亦八王の亂時のものである。この二例における國兵の基幹が元來官兵たるものが給されたものそのままであるのかそれとも淮南王允の率いる國兵のようなものであるか不明である。何れの場合であるにしても、それは本來官兵たる國兵も亦封王の私兵の性格を有するに至つたとする想像に確實性を與えるに足らう。ちなみに、制度上國兵を率いる中尉（以下）は、封王がその任命權をもつてゐる。

ところで、こうした考察にあたり注意すべきは、有力な封王の封地が何れも要地であつたにしても、その封疆が一郡を對象とするだけに、封王が國兵の私兵化と在地性とを基盤として自らを頂點とする自律的獨立の性格を強めたといつても、それだけでは、八王の亂を惹起し推進する迄に高度な封王の自律的獨立の勢力を生じえなかつたということである。そうした高度な自律的獨立の勢力が生ずる爲には、どうしても封王のもつ四征將軍などとしての軍事的機能が、それ自體封王を頂點とする自律的獨立の性格を生じ、かつそれが封王がそれとしてもつ自らを頂點とする自律的獨立の勢力の形成發展に寄與することを必要とする。前者のもつ自律的獨立の性格についての論述は別稿に譲ることとし、<sup>(4)</sup>ここでは後者に關連する局面として、廣義の封王の制において、封王の封國支配と四征將軍などとしての支配とが膚接しさらに一體化していることを指摘するにとどめる。例えば、晉書<sup>卷三十八</sup>琅邪武王佑傳に、

平吳之役、（鎮東大將軍徐州刺史琅邪王佑）率衆數萬、出涂中。孫皓奉箋送璽綬、詣佑請降。詔曰、「琅邪王佑、督率所統、連據涂中、使賊不得相救。」又、使琅邪相劉弘等進軍逼江。賊震懼、遣使、奉僞璽綬。又、使長史王恒率諸軍度江、破賊邊守。云云。

とある。また、晉書<sup>卷五十九</sup>成都王穎傳に、

(成都王頴) 軫鎮北大將軍。(鎮所は鄴) 加開府議同三司。及齊王冏舉義、頴發兵應冏。羽檄所及、莫不響應。至朝歌、衆二十餘萬。趙驥至黃橋、爲倫將士猗・許超所敗。死者八千餘人。士衆震駭。とあり、のちかえつて頴らが倫を破るや、

(前略) 頴乃造棺八千餘枚、以成都國秩、爲衣服、斂祭、葬於黃橋北、樹枳籬、爲之塋域。云云。とあるのは、それを證するところがある。

八王の亂はこうした封王の制、ことに廣義の封王の制の一應の完成期に勃發したものであるが、そこに武帝の封王の制ことに第二期のそれを制定した意圖は全くふみにじられてしまつたわけである。<sup>18)</sup>

註

(1) 封戸に關する問題は稿を新たに述べる。

ちなみに、晉書<sup>十卷六</sup>秦獻王柬傳に、

太康十年、徙封於秦邑八萬戸。于時、諸王封中土者、皆五萬戸。以柬與太子同產。故特加之。

とあるが、封王の封戸數は一般的にいつて次第に増加しているといえよう。

(2) 宋の孝武帝は、今問題としてゐる變革の際、同時に、王公が廳事に南に向つて坐るをえなくしている。

(3) 拙稿、「再び『劉宋の五等開國爵と貴族』について」(東洋史學に發表豫定) 參照。

内史には國相と性格の異なる局面もある。それについては將來稿をえて述べることにする。

(4) ちなみに、南齊書<sup>十三卷</sup>王僧虔傳に、宋末、吏部尚書王僧虔が檀珪を征北板行參軍とした際、珪が僧虔に送つて書をのせているが、そのなかに、

近代有王官。參軍非王官之謂。とある。

また、ここで若干本文の記事を補足すると、封王は最初、國相を通じて封國を支配したが、それは四征將軍、都督が刺史を通じて州を(軍事面で)支配したのに相似ている。しかし、時のたつにつれその支配力は直接に及ぶようになつたとすべきである。その實情は本稿の各所で述べるところであるが、ここに晉書<sup>十二卷</sup>簡文宣鄭太后傳を見ると、

(前略) 簡文帝時爲琅邪王。制服重。有司以、『王出繼。宜降所生。國臣不能匡正。』奏免國相諸葛順。云云。



とある。この記事は東晉時代のものであるが、本文前引の通典の西晉の第二期に秦王東が薨じたときの記事とあいまつて、西晉末國相が單に封王の臣下の首座にあるに過なくなつたのを彷彿とさせるものがあるのではなからうか。

ちなみに、西晉の封王の制において封王のもつ尊貴性、輩下官僚の把握の程度は、當時の州郡縣制において郡の長官たる太守がもつ尊貴性、輩下官僚の把握力に比して一段と優れていたと考えられる。それを示唆する一、二の側面について述べると、通典<sup>十九</sup>禮五十九 凶二十一 郡縣吏爲守令服議に、晉喪葬令曰、『長吏卒官、吏皆齊縗、以喪服、理事。若代者至、皆除之。』

とある。(右の長吏とは後文から州郡縣の長吏すなわち長官の意味であることが知られる。)この記事から、太守の爲その吏が齊縗に服すべき規定であつたのが知られる。この(斬縗でなく)齊縗に服するということは、吏が(たとえ臣であつたにしても?)太守の「純臣」でないからと説かれてゐる。一方、前述のように「純臣」たる國相(以下の吏)は封王の爲斬縗に服してゐるのである。また、前引の通典、郡縣吏爲守令服議に、さらに、

(前略)時、下光祿經過、自說、『爲太傅主簿。太傅喪母。己不從服。』此是用晉令也。…末庾廚之謂、『君齊矣。豈有從乎。子妻、其猶不從。本無議於傍親。下光祿所行、是也。云云。』とあつて、太守の場合、その成人たる嫡長子が死んでもその郡

吏が喪に服すべからざることが規定されていたのがわかる。一方、前引の通典の記事から、第二期當時の理解における「之國」の状態において、國相以下が封王の妃、夫人の爲に齊縗に服すべきであつたことが知られ、また、通典<sup>十九</sup>禮四十二 凶四 王侯世子殯服議に、

晉有問者曰、『某國中尉虞某、訪太常王冀云、臺贈國王第二郎年在殯、爲世子。臣當有服、不。』冀云、『禮、無從君服殯之文。』苟爲代嫡、君爲之服、則臣以何而不從服乎。若以禮無文者、亦可不服長子之下殯也。』

とある。この記事から少なくとも封王の世子で成人に達してゐるものが薨じた際、國臣が喪に服すべきであつたのが窺われるではなからうか。

なお、宋書<sup>十四</sup>劉穆之傳に、宋時代南康郡公には國史二百許人あつたとあるが、西晉時代の封王の封國にも通常數百人の國史がいたであらう。

(5) 前掲、「再び『劉宋の五等開國爵と貴族』について」参照。

(6) 資治通鑑晉咸寧三年の條に、前引の記事の直前に、「諸王の都督と爲る者は、各々其の國を徙して、相近からしむ。」とあるが、封王が四征將軍(など)となる際の「方面」と封國との關係において、前者の後者に對する「方面」はごく大まかなものである。

いうまでもないが、廣義の封王の制の生成發展は、西晉皇帝の意圖であるにしても、往々その封國と關係ない「方面」の四征

將軍などに任せられる封王が存している。その一に、晉書卷五河間王顥傳に、

(元康)九年、代梁王彤、爲平西將軍、鎮關中。石函之制、非親親、不得都督關中。(河間王)顥、於諸王爲疎、特以賢舉。

とある際の、封王の關中鎮撫がある。しかしこれらの存在は本稿の論旨を否定することにはならぬであらう。なお、年少の封王、中央の要職にある封王などで廣義の封王の制にあてはまらぬものも相當數あるが、そのことも亦本稿の論旨を否定することにはならぬであらう。

(7) 西嶋定生氏、「魏の屯田制」(東洋文化研究所紀要第十冊)参照。

(8) 拙稿、「晋代の都督」(東洋學報第十五號)参照。

四征將軍、都督に關しても同稿参照。

(9) 全晉文卷一百六關名の晉護羌校尉彭祈碑の中に、

有詔、以軍州始分、河右未清、豺狼肆虐、授君節蓋、除護羌校尉。統攝涼□上前後軍功、應封七侯。勞謙退讓、陰德不伐。年未知命、以太康十年三月癸酉薨。天子感悼、遣護喪事。とある。

(10) 晉書卷二職官志に、

護匈奴羌戎蠻夷越中郎將。案武帝置四中郎將。或領刺史、或持節爲之。武帝又置平越中郎將。居廣州、主護南越。

とある。平越中郎將を置いたのは西晉朝が廣州を手に入れてのち、すなわち太康元年の平吳後のことでなくてはならない。してみれば平越中郎將は州郡の兵を去つたのち、廣州の武備に任

じていたことが察せられよう。本文に引く晉書陶璜傳から廣州の「州兵」が州軍の兵を去る政策實施後も残されていたことが知られるが、あるいはその「州兵」は平越中郎將のもとに入つたかとも想像される。(平吳後太康九年まで滕脩が安南將軍廣州牧であつた。かれは平越中郎將に任せられたことはないようである。かれの卒後、太康十年の武帝の崩時までの廣州刺史が誰であつたか明かにしたい。)

(11) 註(10)参照。

また、資治通鑑卷八晉元康六年(二九六年)の條に、是歲、以揚烈將軍巴西趙歆、爲益州刺史、發梁益兵糧、助雍州、討氐羌。

とある。この記事は刺史の領兵を否定することが漸く不可能となる大勢の一面として理解出来ないであらうか。

(12) 拙稿、「東晉の豪族」(史論第七)参照。

(13) 第二期の封王の制の生成に對吳策という意味ももちろん含まれていたのであらうが、それは本稿の論旨を否定することにはな

るまい。

(14) 晉書卷九河間王顥傳に、

(元康)九年、代梁王彤、爲平西將軍、鎮關西。…及趙王倫篡位、齊王冏謀討之。前安西參軍夏侯爽、自稱侍御史、在始平、合衆、得數千人、以應冏。遣信要顥。顥遣主簿房陽、河間國人張方、討擒爽及其黨十數人。於長安市、腰斬之。及冏檄至、顥執冏使、送之於倫。倫徵兵於顥。顥遣方、率關右健將、赴之。

云々。

とあるが、この記事も亦今迄の考察と相應する面をもつてである。

(15) 例え、吳郡出身の豪族、陸機、陸雲の兄弟が、ともに吳王晏の郎中令となつてゐる。(晉書<sup>卷五十四</sup>陸機傳、同陸雲傳)

(16) ちなみに、晉書<sup>卷五十九</sup>長沙王又傳に、

(楚王) 璋既誅、又、以同母、貶爲常山王。之國。又、身長七尺五寸、開朗果斷、才力絶人。虚心下士、甚有名譽。三王之舉義也、又率國兵、應之。進軍、爲成都後係。常山内史程恢將貳於父、又到鄴、斬恢及其五子。云々。

とあるが、程恢のこうした行動は當時例外的なものであると斷じて大過なからう。

(17) 封王の封國における非違の糾彈は地方にあつては刺史が行う

### 東洋學報のバックナンバーについて

現在第三十二卷第三號以降在庫しておりますので、御希望の方には御頒ち致します。定價は下記を除いて一三〇圓です。

- 三十二卷三號 一一〇圓
- 三十三卷二號、三・四合併號、三十四卷 一二〇圓
- 三十六卷四號 一五〇圓
- 三十五卷三・四合併號 一六〇圓
- 三十七卷四號 一四〇圓

べきであつたと考えられる。しかし、そうした封王が都督、四征將軍となつた際、刺史は一面でその封王の支配を受けている。こうした状態は、四征將軍、都督となつた封王の(相對的な)自律的獨立の性格の強化と關係があるが、これについてもその別稿でふれる豫定である。

(18) 本稿でとりあげたのは封王のうち郡王の場合であるが、封王には縣王その他もある。これらについては稿を新たに述べる。刺史としての封王についても別の機會に述べる。

〔昭和三十一年十二月成稿〕

〔昭和三十三年十月小補〕

〔附記〕 服喪の制に關し池田末利氏の教示をえた。厚く謝意を表す(九州大學助教)